

2025北海道クラブマンカップレース競技車両規定

本規則は、2025 J A F 国内競技車両規則の規定に従い定められたものである。

第1章 Formula Beat (F-Be) 車両規定

1. 参加車両

2025 J A F 国内競技車両規則第1編第9章「Formula Beat (F-Be)」に合致した日本F4協会認定車両を使用し、同規則第4編細則「F-Be車両規定の競技会実施細則」および以下の項目に従うこと。

2. タイヤに関する規定

2025 J A F 国内競技車両規則第4編細則「F-Be (Formula Beat) 車両規定の競技会用実施細則」1. タイヤに準拠する。

1) 住友ゴム工業株式会社が指定したタイヤを使用すること。

2) ハンドカットによるタイヤ加工を禁止する。

3) 1大会2レースのタイヤ規定

①公式予選～第1レース / 第2レースにて使用できるドライタイヤは各1セットまでとする。

②競技中のドライタイヤの交換は外的要因(パンク等)により、競技長の許可を得た場合以外は認められない。交換した場合は、ペナルティを課す場合がある。

該当車両は、公式予選で得た決勝レースのグリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。

なお、この場合のタイヤ交換の申請に対する時間的制限は、公式予選終了後30分以内とする。

3. 車両交換等の禁止

公式車検に合格した車両は、車両交換、またはエンジンおよびトランスミッションのアッセンブリー交換が禁止される。

やむを得ない事由で交換しなければならない場合、車両を除き、当該技術委員長、並びに大会競技長の承諾のもと、審査委員会が許可したものに限り交換が認められる。ただし、公式予選で達成された当該エントラントのスタートグリッドが失われることを条件とする。

(最後尾グリッドからのスタートが理由の如何を問わず条件とされる。)

なお、当該エントラントの当時のグリッドより5グリッド以内に最後尾グリッドがある場合はピットスタートとする。

また、この場合のエンジン、およびトランスミッション交換の申請に対する時間制限は、公式予選終了後30分以内とする。

第2章 VITA-01車両規定

本規定は、VITA-01北海道シリーズに参加する車両の構造、安全設備、改造許容範囲を定める。

1. 定義

オープンスポーツカーのスタイルを取り入れ、より多くの人にレーシングカーを楽しんでもらうことを主旨として開発した『VITA-01』を用いたレースとし、決して性能競争に奔走してはならない。認定された車両の基本デザインの変更はできない。この車両は、北海道クラブマンカップレース組織委員会によって認定された、VITA-01 (Type-A、Type-B、Type-J) とし、本車両を製造するVITA CLUB(株)の出荷時の状態を基本とする。

なお、出荷時の状態が維持されているかの判断は、VITA-01純正パーツリストと認定車両写真が用いられるが、判断が困難な場合はVITA CLUB(株)からの提言が採用される。

ただし、VITA CLUB(株)が車両製作上で仕様変更を行った場合はこの限りではない。

基本的には、下記の項目で記載されていない箇所は加工および変更禁止とする。

2. 材料規制

以下の材質の使用は禁止される。

マグネシウム・チタニウム・カーボン・アラミド繊維。

3. 車両規則

エンジンおよび補機

エンジンは、NCP13及びNCP131（トヨタ Vitz RS）に搭載されている1NZ-FEに限られる。

1) トヨタ Vitz RS (NCP13) に搭載されている1NZ-FE (バルブ駆動直押し方式)、排気量：1,500 c.c。

エンジン内部および補機（エンジンが始動する為の全ての関連部品）は、下記の項目を除き改造も変更もしてはならない。ただし、シャシーにエンジンを搭載するための最小限の変更は許される。

①スパークプラグは純正型番と同じねじ径・長さ寸法であれば変更可能。スパークプラグの加工は禁止される。

②サーモスタッドは自由。

③オイルフィルターの変更は認められる。ただし、取り付け位置の変更は認められない。

④シリンダーブロックはホーニングのみ認めるが、オーバーサイズピストンは認めない。

⑤水温センサーの変更は禁止される。

2) トヨタ Vitz RS (NCP131) に搭載されている1NZ-FE (バルブ駆動ロッカーアーム方式)、排気量：1,496 c.c。

VITA CLUB(株)で新規に搭載される1NZ-FEエンジンは分解できないように封印がされる。（2か所）封印の無いエンジンは使用できない。

車両規定に定められていない項目は当初心のままで、変更、取り外し、追加、使用方法の変更等および加工等の改造は認められない。更に、当規則に定められていない性能向上を目的としていることと判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。

封印エンジンのリペア再使用については、VITA CLUB(株)により、レギュレーション・メーカー修理書に基づき厳格に整備・封印されたものについては使用可能とする。

エンジン内部および補機（エンジンが始動する為の全ての関連部品）は、下記の項目を除き改造も変更もしてはならない。

①スパークプラグは純正型番と同じねじ径・長さ寸法であれば変更可能。スパークプラグの加工は禁止される。

②サーモスタッドは自由。

③オイルフィルターの変更は認められる。ただし、取り付け位置の変更は認められない。

④水温センサーの変更は禁止される。

3) エアフィルターの交換は自由とするが、純正エアフィルターボックスの加工（遮熱剤で覆うことも含む）および取り除きは禁止され、その吸入口から前方に伸びる吸入ホースは、左側ファイアーウォールまでとし、ファイアーウォールで開口される。開口部はΦ 80mm以下とし、元の形状・材質を変更することは禁止とする。

ファイアーウォールより前方に伸びる吸入口は禁止される。（突き出しは最大15mmまで）送風装置として判断される部品を追加することも禁止する。

4) 燃料タンクからエンジンデリバリーパイプ間には燃圧変更装置の取り付けは禁止される。

5) クラッチディスクは材質の変更のみ認められる。

6) エンジンはオルタネーターおよびオルタネーターベルトを付けた状態とし、そのオルタネーターはエンジンが作動している状態では、いかなる場合でも発電機能をさせた上で取り付けられていること。なお、オルタネーターベルトの変更は認められる。

7) エキゾーストパイプは出荷状態のものを改造してはならない。テールパイプは破損した場合に限り修復できるが、直管で寸法はΦ 50.8mmとする。（触媒部分を除く）また、触媒より後方はΦ 70mmでなければならない。

ただし、トヨタ Vitz RS(NCP13)搭載車両については、VITA CLUB(株)出荷状態の外径であれば上記寸法の限りではない。

8) 触媒は純正品のものを使用すること。

9) ECUの一切の変更および改造は許されない。ECUに繋がるエンジンハーネスは、エンジン作動の為の配線のみ変更が許されるが、ECUに繋がるエンジンハーネスは、純正の配線以外の使用は禁止される。

10) メーター類の変更は自由。専用ECUから接続できるのは、指定されたCAN通信のみ可能。

11) バッテリーの搭載位置は変更してはならず、VITA CLUB(株)出荷時と同じ形状の鉛式バッテリーに限る。

4. 車体と寸法

車両の最大長 4, 000 mm

車両の最大幅 1, 700 mm

ホイールベース 2, 150 ~ 2, 250 mm

フロントオーバーハング 800 mm以下

リアオーバーハング 800 mm以下

高さ 950 mm (安全ロール構造体を除き地上から 950 mmを超えてはならない)

1) ボディーは排気パイプを除き、すべての機械的構成要素を覆うこと。

2) ボディーはホイール上の張り出し、少なくともホイールの円周の 1 / 3 にわたり効果的に覆いタイヤの幅も覆うこと。

3) ボディーカウルは損傷時の最小限の修復以外の加工をしてはならない。

5. 最低重量

車両の重量は、搭載エンジンにより下記の通りとする。

① N C P 1 3 . . . 6 0 0 k g 以上

② N C P 1 3 1 . . . 6 1 5 k g 以上

(レース用装備品をすべて着用した状態のドライバー及び燃料を含めた、競技の行われている全ての期間中の重量を言う。)

ただし、主催者はシーズン途中に最低重量を変更する権限を有する。

1) 重量を調整するためウエイトを搭載する場合は、ペダルボックスから後方で消火器までのフロア面にボルトで固定することが望ましい。

6. 駆動

最大 2 輪とする。また、デフの形式はフリーデフのみとする。

7. ギアボックス

前進 5 段、後退 1 段を越えるものであってはならない。トヨタ V i t z R S (N C P 1 3) のエンジンに装着されていた標準のギアボックスを使用すること。また、そのギアボックスの改造もしくは変更は許されず、封印のないギアボックスは使用できない。

標準のギアレシオは、下記のレシオとする。

1速 . . . 3. 1 6 6 4速 . . . 1. 0 3 1

2速 . . . 1. 9 0 4 5速 . . . 0. 8 1 5

3速 . . . 1. 3 9 2 最終減速比 4. 3 1 2

8. 後退ギア

すべての車両は競技会の出走時において作動可能な後退ギアを含むギアボックスを有さなければならない。また、着座したドライバーによって操作出来ること。

9. 運転席

ドライバーシートの変更は認められる。

10. ホイール

1) 15インチ径のホイールを使用すること。リム幅は最大 7.0 インチまでとする。

2) ホイールのインセットは 32 mm 以上でなければならない。

3) ホイールスペーサーの使用は禁止する。

4) 材質は鉄またはアルミ軽合金とする。

11. タイヤ

1) 使用できるタイヤはオーガナイザーの指定タイヤに限る。

2) タイヤに関する規定 (指定タイヤ)

銘柄 : D U N L O P D I R E Z Z A V 0 1 「FOR VITA USE ONLY」 とする。

サイズ : 1 9 0 / 6 0 0 R 1 5 とする。

■ 2023年仕様以降のタイヤを使用すること。使用できる製造ロット番号は X 0 1 2 3 (23年1週目製造) 以降のタイヤとする。

3) 公式予選、決勝レースを通じて、車両 1 台あたりに使用できるタイヤは 4 本とし、公式車両検査時に技術委員によってマーキングが実施される。マーキングの無いタイヤの使用は認められない。

タイヤは公式車検時に未使用でなければならない。これは、性能の均衡化を目的としたものである。タイヤが未使用か判断が困難な場合は「ダンロップタイヤ株式会社」からの提言を受け、技術委員長の最終判断とする。なおこれに対する抗議は一切認められない。

- 4) マーキングされたタイヤをやむを得ない事由で他のタイヤと交換する場合は次の通りとする。
 - 1. 公式予選中のタイヤ交換は認められない。
 - 2. 公式予選終了後にマーキングされたタイヤを交換する場合は競技会審査委員会が認めた場合、1本のみであれば罰則を科せられることなく交換出来るが、2本以上を交換する場合は、決勝レースは最後尾スタートとされる。なお、当初のグリッドより3グリッド以内に最後尾グリッドがある場合は原則としてピットスタートとする。タイヤ交換を行う場合には、交換されたタイヤのマーキングが大会技術委員により除去され、新たに使用されるタイヤにマーキングが実施される。
タイヤ交換に関する申請は、公式予選終了後30分以内に、大会事務局に申請書を提出しなければならない。
- 5) タイヤの裏組み（左右を逆に組みなおす）は禁止される。
※タイヤマーキングが車両外側に向くよう装着すること。
- 6) タイヤウォーマー・タイヤの加工（溶剤の塗布など）は禁止される。
- 7) ハンドカット等によるタイヤの加工は禁止される。

12. サスペンション

サスペンション形式はアウトボード形式とし、コイルダンパユニットの一方はフレーム側ピックアップに、他方はサスペンションアームに付く形式を言う。インボード形式やプッシュロッド形式は不可とする。ダンパーおよびコイルスプリングの変更は自由。

出荷状態からの変更・改造は下記部品を除き一切禁止とする。

- 1) ダンパーおよびコイルスプリングの変更は認められる。
- 2) キャンバー調整のためのシム脱着は認められる。

13. 制動装置

同一のペダルによって操作される2系統の回路を有し、次の条件に合うものでなければならない。ペダルは通常4輪を制御するものであること。

制動装置のパイプに漏れがある場合、もしくは制動伝達装置に何らかの欠陥がある場合でも、ペダルは少なくとも2輪を依然として制御するものであること。

出荷状態からの変更・改造は下記の部品を除き一切禁止とする。

ブレーキパッドの変更は自由。

14. 赤色警告灯

12ワット（相当）以上の赤色警告灯2個と停止灯2個を後方から明瞭に見えるように取り付けること。赤色警告灯は、VITA CLUB(株)および主催者より認可を受けたものに限られ、指定する周波数でのみ点滅させることができる。

赤色警告灯は競技長の指示により常時点灯できる構造でなければならない。

15. 燃料パイプ、タンク、ケーブルおよび電気装置

- 1) ライン / ケーブル / 電気装置
ライン、ケーブルおよび電気装置が、その取り付け位置 / 材質 / 連結方法等に関して航空機工業基準に準拠していない場合、次のことを生じるいかなる漏れもないよう、取り付けられなければならない。
 - コクピット内の液体たまり
 - コクピット内への液体の侵入
 - 電気または電気装置と液体の接触

もし、ケーブルラインあるいは電気装置がコクピットを通過する、またはコクピット内に取り付けられている場合、それらは防火材でかつ液体の侵入を防ぐ材料によって、完全に覆われていなければならない。

- 2) パイプライン

エンジンに常設されているパイプラインを除き、コクピットの外部にあるすべての燃料パイプラインは、最大作動温度135°Cで、41 MPa (bar) の最低破壊圧力を有していなければならない。

3) 燃料タンク

下記に従い、FIA公認の安全燃料タンク（FIA-FT3）の装着が義務付けられる。

参考：VITA部品番号 VITA-N-01-FT3

A) タンクの数は1個、なおコレクタータンクの使用は禁止される。

B) 取り付け位置はシートバックと主要ロール構造体のバルクヘッドの間とする。

16. 車体

1) シャシー構造体

①スペースフレーム構造を基本とする。主要な構造体には外径32mm以上で肉厚1.6mm以上のパイプを使用しなければならない。ドライバーの足部裏面からドライバー座席の背部までのコクピット内部断面積は1,140cm²以下であってはならず、また最小幅はコクピットの全長を通じ380mm以上で、主要ロール構造体バルクヘッド部は680mm以上なければならない。

②フロントサスペンションピックアップは車体構造体の外部にあり、フロントバルクヘッドからピックアップ後部まではスペースフレームに厚さ1.6mmの鉄板を溶接で組み合わされた構造でなければならない。

③スペースフレーム構造体両側面には補強として肉厚1.5mm以上のパネルを張り付けられる。このパネルの最小引張強度は225N/mm以上であること。

2) 側面防護体

ドライバーを保護するため、車両の両側に側面防護体を設けなければならない。側面防護体は車両の中心線から最小750mmのところに、高さ95mm以上、前後長さは第2ロール構造体の前端から燃料タンク後端までの間に、車体構造体と連結したボックス構造を備えること。この側面防護体は最小引張強度225N/mm以上のパネルを使用した構造であること。

3) コクピット

コクピットはドライバーが脱出するため5秒以上を要しないよう設計されていること。コクピット開口部は、ステアリングホイールより後方600mmから前方において600mmの開口部が前後方向に300mm以上あること。コクピット前方に、ウインドスクリーンの取り付けは認められる。

4) 後方視界

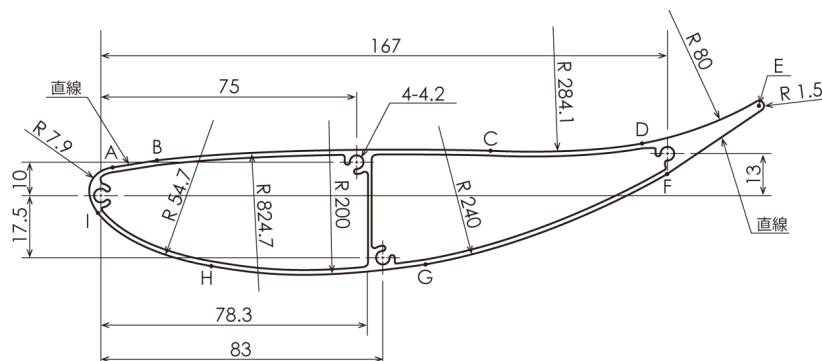
車両には、ドライバーが後方を見る為に少なくとも2つのミラーを装備すること。また、それぞれのミラーの最小幅は150mmで、少なくともそれが縦50mmにわたり維持されなければならない。取り付けてあるミラーの高さは、カウルから最低200mm（ミラー部分の上面）以上あること。

ミラー本体及びその取り付けステーはVITA CLUB(株)および主催者より認定を受けたもの以外への変更は認められない。

5) 空力装置

リアに取り付けられているウイングの翼断面は指定される。（図-1参照）ウイングには、ガーニーフラップ等の付加物は禁止される。リアウイング以外の空力付加物の取り付けは禁止される。リアウイング（含むウイングステー）の加工は一切禁止。

■図-1



6) 奉引用穴あきプラケット

2025 J A F 国内競技車両規則第1編第4章公認車両および登録車両に関する安全規定第8条に準拠して取り付けなければならない。ただし、オープンボディの車はプラケットをロールバーで兼用できる。その場合は、牽引位置を黄色に明示すること。

17. 安全装置

1) 安全ベルト

幅 7 5 mm 以上の 2 本の肩部ストラップ、1 本の腰部ストラップ、および脚の間の 2 本のストラップからなる安全ベルトの着用が義務付けられる。これらのストラップは F 1 A 基準 8 8 5 3 / 9 8 、 8 8 5 4 / 9 8 、 8 8 5 3 - 2 0 1 6 に合致していかなければならない。

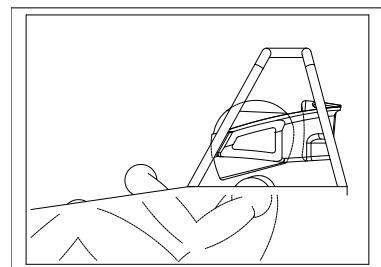
2) ヘッドレスト

すべての車両は後方へ 8 3 3 N (8 5 k g) の荷重がかかる時に、5 0 mm 以上傾かないヘッドレストを備えていなければならない。ヘッドレストの表面は 2 0 , 0 0 0 mm² 以上で連続的であり、突き出した部分があつてはならない。ロールバー内部には、効果的なヘッドレストおよび側面プロテクターの取り付けは許される。この場合、プロテクターはロールバーからはみ出さないこと。

VITA CLUB(株)より、供給される

ヘッドプロテクターの装着を強く推奨する。

頭部の位置については右図を参照すること。



3) 安全ロールバー

①ロールバー

a) 安全構造の基本目的はドライバーの保護にある。この目的は設計の基本考査である。

b) すべての車両は、少なくとも 2 つのロールバー構造体を装備しなければならない。(チタニウム材の使用は禁止される) ロールバー構造体は外径 3 5 mm 以上、肉厚 2 . 0 mm 以上の冷間仕上げ継目無鋼管を使用すること。第 1 ロールバー構造体は、ステアリングホイールの前方にありステアリングホイール頂点の前方 2 5 0 mm 以上にあつてはならない。第 2 ロールバー構造体は、第 1 ロールバー構造体の後方から 5 0 0 mm 以上離れてはなければならない。またドライバーが正常に車両に着座し、ヘルメットをかぶりシートベルトを締めた状態のとき、そのドライバーのヘルメットは第 1 ロールバー構造体の頂点と第 2 ロールバー構造体の頂点を結ぶ線を超えてはならない。座席の背部にある第 2 ロールバー構造体は、車両の縦の中心線に対して左右対称であり、また次の項目に合致しなければならない。最低高はコクピット底面から垂直に測定し、ロールバーの頂点までの間が少なくとも 9 0 0 mm なければならない。ロールバーの頂点は通常の運転姿勢におけるドライバーのヘルメットから少なくとも 5 0 mm 上方になければならない。

②強度

ロールバーの構造の規格については、まったく自由であり、下記に示された最小強度に耐えうるものでなければならない。

1 . 5 W : 横方向

5 . 5 W : 車両の前後方向

7 . 5 W : 垂直方向

W は 6 0 0 k g とする。

コンストラクター責任者またはその設計者によってサインされた証明書を競技会技術委員に提出しなければならない。証明書には、このロールバーの図面または写真を付けるとともに、このロールバーが上記の荷重に耐えうることを明記しなければならない。

③一般考察

ボルト、ナットを使用する場合にはその数に応じて十分な最小寸法を必要とする。その材質は最上級であること。(航空機用) スクエアヘッドボルト、ナットは使用しないこと。構造の主たる部分には継ぎ目のない 1 本の管を使用し、曲折部分は滑らかに連続的に曲げられており、ひだ、あるいは壁部に欠損がないこと。溶接は全体にわたって最高の技術をもって行なわれるべきである。(通常はアーク溶接または特別の場合にはヘリアークが使われる) スペースフレー

ム構造に開し、ロールバーの構造はそれにかかる荷重を広い面積に分散するように車両に取り付けられることが重要である。ロールバーを単一な管あるいは継ぎ足された管に付着させるだけでは不十分である。ロールバーはフレームの延長として設計されるべきで、単にフレームの付属として考えるべきではない。基本構造の強度には十分な考慮が払われるべきである。例えば荷重を分散させるため補強バーあるいはプレートを附加すること。

4) 燃料タンクの注入キャップ

- ①燃料入口とキャップは車体より突き出してはならない。衝突の際および不完全なロックによりキャップがゆるまぬように設計されていなければならない。
- ②空気孔はコクピットの後方 150 mm 以上の場所に位置すること。
- ③給油時のオーバーフローガソリンはコクピット内に流入しない構造であること。

5) 消火装置

すべての車両は、内容量 2 kg 以上の粉末消火器、または、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条 7 項に記された消火器を、ドライバーが速やかに操作できるようにしなければならない。金属製ストラップの付いたラピッドリリースメタル（ワンタッチ金具）の装着のみ認められる（最低 2箇所に装着することが推奨される）。

●記載事項

以下の情報を消火器に明記しなければならない。

- a) 容器の容量
- b) 消火剤の種類
- c) 消火剤の容量もしくは重量
- d) 消火器の点検日（消火器の有効期限は、充填した日もしくは前回点検日から 2 年とする）

6) ステアリングホイール

ステアリングに切れ目があつてはならない。スイッチやメーター等を装着する場合は、それらが突起した形状（トグルスイッチ等）であつてはならず、トグルスイッチ以外のスイッチやメーターを装備する場合は、ドライバーと対面するステアリングホイールリム全体で形成される平面よりもドライバーに近いところに位置してはならない。緩衝パッドの装着を推奨する。ステアリングホイールの変更は自由。クイックリリース機構の取り付けは可能とする。

7) 電気回路開閉装置（サーキットブレーカー）

すべての回路を遮断できる電気回路開閉装置（サーキットブレーカー）を取り付け、その取り付けた位置には赤色のスパークを底辺が最小 12 cm の青色の三角形で囲んだ記号で表示し、外部からでも容易に操作できること。

8) オイルキャッチ装置

エンジンから外に出るオイルを集めるためにタンクもしくは装置を装着しなければならない。この装置は最小 2 リットルの容量を有するものでなければならない。この容器は外観よりオイル量が確認できるポリ容器か、透明なプラスチック製であるか、透明な窓枠を備えること。ミッショングケースより後方に位置してはならない。

9) 防火装置

全ての車両は出火の際、火炎の直接の噴出を防止するためエンジンと運転席の間に有効な防護壁を設けなければならない。

10) 触媒装置及び消音器

触媒装置の装着を義務付け、消音器の装着が推奨される。

11) 排気音量

2025 JAF 国内競技車両規則に示された「レース車両の排気音量規制」の検査方法に準じ、排気音量規定値は最大で 105 dB (A) 以下とし、各競技会の特別規則書を優先する。

12) その他

技術委員長によって安全でないと判断された車両は競技に参加できない。

18. データロガー搭載およびデータの開示

走行データ記録を目的としたデータロガーの取り付けは許される。ただし、審査委員会からデータの提出・開示を求められた時は、それに応じなければならない。

19. 性能調整

連続優勝をした参加者に対して、性能調整をする場合がある。性能調整の方法は、ウェイトハンディ

とし、連続優勝した次の参加大会において30kgのウェイトを加算される場合がある。なお、ウェイトハンディの有効期限は1大会（2レース大会は別途規定する）のみとするが、ウェイトハンディを課された状態でさらに連続優勝した場合は、さらに次参加大会まで延長される。ウェイトハンディに関する権限は主催者が保有する。

ウェイトを搭載する場所は、ペダルボックスから後方で消火器までのフロア面にボルトにて固定すること。

20. ECUシャッフル

参加大会において、ECUのシャッフルを指示された場合は、各参加者は搭載ECUを車検時に提出し、シャッフルによって決められたECUで参戦しなければならない。レース終了後、シャッフルしたECUは各参加者に返還される。

[付則 1]

1) 車両広告スペース

①下記の位置に主催者から配布された指定ステッカーを貼り付けなければならない。

(図 - 2 参照)

②ステッカーの左右には十分な間隔を空けて貼り付けることとし、一切の加工は認められない。

車両 ステッカー位置	ロゴタイプ *	サイズ (横 × 縦)
サイド (左右各 1 枚)		30 cm × 6 cm
フロント (左右各 1 枚)		30 cm × 6 cm

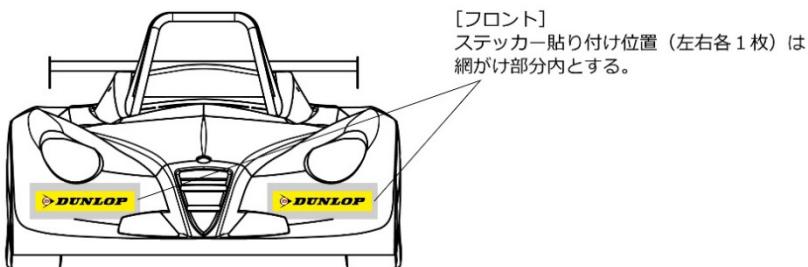
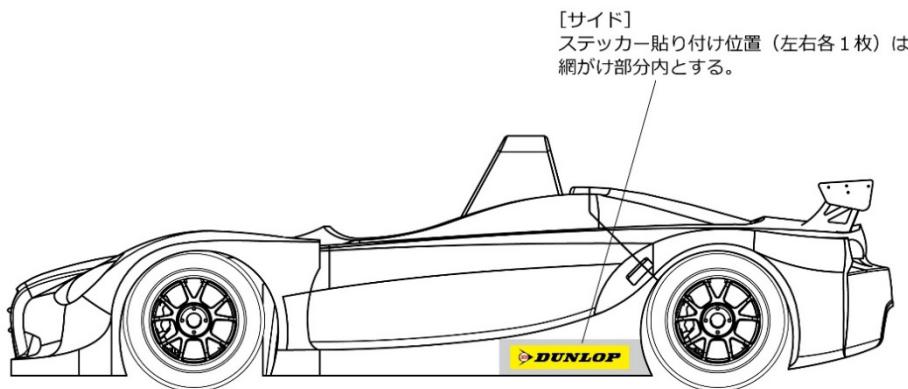
*ロゴタイプのステッカーはカラーのものとなります。

2) 指定キャップ

①表彰式等の際に、指定キャップが用意されている場合は、キャップの着用が義務付けられる。

その場合、他のキャップと併用して被ることはできない。

■ 図 - 2



[付則 2]

1) 搭載エンジン認識用ステッカー

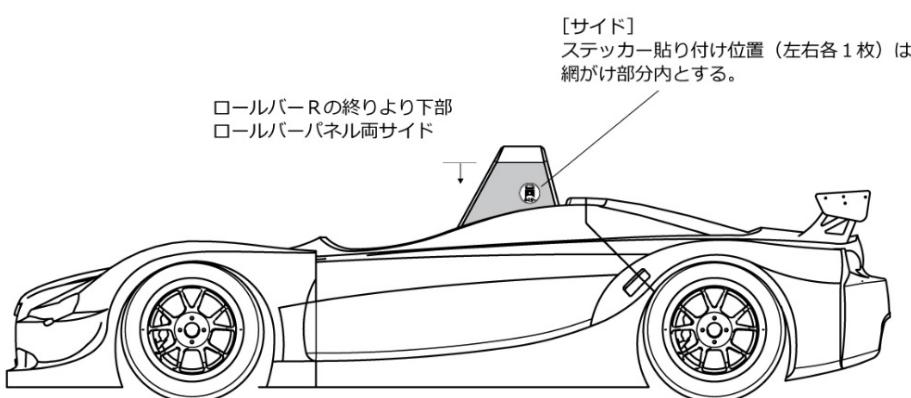
① N C P 1 3 1 を搭載する車両には、下記の位置に主催者から配布された指定ステッカーを貼り付けなければならない。

(図 - 3 参照)

②ステッカーの左右には十分な間隔を空けて貼り付けることとし、一切の加工は認められない。

車両	ステッカー位置	ロゴタイプ	※	サイズ (横 × 縦)
サイド (左右各 1 枚)				-cm × -cm

■ 図 - 3



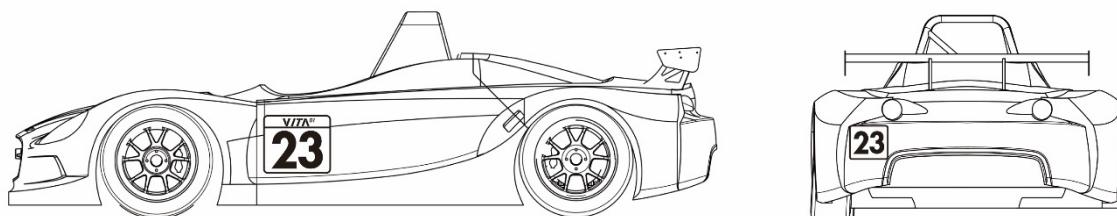
2) 競技番号

①参加車両に記入する競技番号は、主催者によって定められ参加者の責任において規定により指定された箇所、書体、色、サイズで表示されていなければならない。

②数字はアラビア数字、書体はフツラボールド（ゴシック体に準じたもの）とし、白地ベース（参考サイズ：縦 3.0 cm × 横 3.5 cm・リアは縦 1.7 . 5 cm × 横 2.0 cm）の上に競技番号を表示する。

③競技番号は、フロントカウル上面とコクピット部左右側面、後方から確認できるリア部分の 4 箇所に記入されなければならない。数字の大きさは、縦 2.0 cm 以上の大きさがなければならない。リア部に関しては、数字の大きさは縦 1.2 cm 以上とする。競技番号は、車体色と対照的な色で表示されていなければならない。

■ 図 - 4



第3章 v. Gran z車両規定

1. 定義

サーキットあるいはクローズドコース上で行われるスピードレースのためのみに設計された4輪自動車であり、安全基準を重視し信頼性を備え、北海道クラブマンカップレース主催者によって認定された車両(v. Gran z)とし、本車両を製造するVITA CLUB(株)の出荷時の状態を基本とする。出荷時の状態が維持されているかの判断は、純正パーツリストと認定車両写真が用いられるが、判断が困難な場合はVITA CLUB(株)からの提言が採用される。ただし、事前にVITA CLUB(株)が車両製造上で仕様変更した場合はこの限りではない。基本的には、下記の項目で書いていない箇所は加工および変更禁止とする。

2. 車両規則

エンジンおよび補機

車両に搭載できるエンジンはトヨタ M20A-FKS とする。

エンジンは、下記の項目を除き変更は出来ない。

VITA CLUB(株)で新規に搭載されるM 2 0 A - F K S エンジンは分解できないように封印がされる。

(2か所) 封印のないエンジンは使用できない。エンジン本体については、センサー類も含めて一切の加工や変更は禁止される。

このエンジンにはVITA CLUB(株)で指定されたE C Uが加工取り付けされるが、その内部プログラムは固定され、変更・改造は禁止される。純正エンジンハーネスは、専用E C U接続のため加工されているが、これ以外に加工・外部からの接続などは禁止される。エンジンのオーバーホールについては、VITA CLUB(株)が指定した認定工場でのみ行え、施工後封印される。

1) エンジンはオルタネーター及びオルタネーターベルトを付けた状態とし、そのオルタネーターは発電機能をさせた上で取り付いていること。

2) エキゾーストパイプ(一次集合まで及びテールパイプ)は一切変更・加工はできない。

3) エアフィルターの交換は自由とするが、VITA CLUB(株)で製作された吸気アダプタ・吸気ホース・エア-フィルター ボックスの加工および取り除きは禁止する。

4) スパークプラグは純正型番と同じねじ径・長さ寸法であれば変更可能とする。
スパークプラグの加工は禁止される。

5) オイルフィルターの銘柄は自由。

上記以外の加工・交換は一切禁止とする。

3. 尺寸

車両の最大長：400cm

車両の最大幅：170cm

ホイールベース：220cm以上

フロントオーバーハング：100cm以下

リアオーバーハング：90cm以下

4. 最低重量

v. Gran z : 690kg 以上とする(レーシング重量)

(レース用装備品をすべて着用した状態のドライバーおよび燃料を含めた、競技の行われている全ての期間中の重量を言う。)

重量を調整するためウエイトを搭載する場合は、ペダルボックスから後方で消火器までのフロア面にボルトで固定すること。

5. 駆動

最大2輪とする。また、デフの形式はノンスリップシステムの使用は禁止される。

6. ギアボックス

前進5段、後退1段を越えるものであってはならない。

v. Granzの標準ギアレシオは下記の通りとし、ギアレシオ変更は許されない。

1速…12:31 2速…17:29 3速…18:23

4速…19:21 5速…26:24 CWP…9:31

シーケンシャル及びパドルシフトは許される。

7. 後退ギア

すべての車両は競技会の出走時において作動可能な後退ギアを含むギアボックスを有さなければならぬ。また、着座したドライバーによって操作できること。

8. 運転席

運転席に着座するドライバーは進行方向に直面するようになっていなければならない。

9. ホイール

- 1) 15インチ径以下のホイールを使用すること。リム幅は最大7.0インチまでとする。
- 2) ホイールのインセットは+48mmでなければならない。
- 3) ホイールスペーサーの使用は禁止する。
- 4) 材質は鉄またはアルミ軽合金とする。

10. タイヤ

- 1) 使用するタイヤは、横浜ゴム製ADVANレーシング
 - ・ドライタイヤは、A005 190/580R15
 - ・レインタイヤは、A006 190/580R15とする。
- 2) 使用できるドライタイヤの本数は、十勝3時間耐久レース特別規則書に準ずる。
使用するドライタイヤは、公式予選前の車両検査時に技術委員によってタイヤマーキングが実施される。
- 3) ウエットタイヤに関して制限は設けない。
- 4) マーキングされたタイヤをやむを得ない事由で他のタイヤと交換する場合次の通りとする。
 - 1. 公式予選中のタイヤ交換は認められない。
 - 2. 公式予選終了後にマーキングされたタイヤを交換する場合は横浜ゴム株式会社からの申請に基づき競技会審査委員会が認めた場合、1本のみであれば罰則を科せられることなく交換出来るが、2本以上を交換する場合は、決勝レースは最後尾スタートとされる。なお、当初のグリッドより3グリッド以内に最後尾グリッドがある場合は原則としてピットスタートとする。タイヤ交換を行う場合には、交換されるタイヤのマーキングが大会技術委員により除去され、新たに使用されるタイヤにマーキングが実施される。なお、タイヤ交換に関する申請は、公式予選終了後30分以内に横浜ゴム株式会社の同意を得て、大会事務局に申請書を提出しなければならない。
- 5) タイヤウォーマー・タイヤの加工（溶剤の塗布など）は禁止される。

11. サスペンション

- 1) VITACLUB（株）で製作・設定されたサスペンション形式の変更は禁止とし、アップライト、サスペンションアーム、ロッド類、スタビライザー等の改造・変更も禁止とする。
- 2) コイルスプリング、ダンパーの変更は認められる。
ダンパー変更に伴う最小限のボディー改造は認められる。ただし変更する機械要素の50mm以上の範囲を超えてはならないとする。
- 3) キャンバー調整のためのシム脱着は認められる。
- 4) 3rdエレメント等の追加は禁止。

12. 制動装置

同一のペダルによって操作される2系統の回路を有し、次の条件に合うものでなければならない。

ペダルは通常4輪を制御するものであること。

制動装置のパイプに漏れがある場合、もしくは制動伝達装置に何らかの欠陥がある場合でも、ペダル

は少なくとも 2 輪を依然として制御するものであること。

出荷状態からの変更・改造は下記部品を除き一切禁止とする。

1) ブレーキパッドの変更は認められる。

13. 赤色警告灯

1 2 ワット以上の赤色警告灯 2 個と停止灯 2 個を後方から明瞭に見えるように取り付けること。

赤色警告灯は競技長の指示により常時点灯できる構造でなければならない。

(操作スイッチにより点灯した時には常時点滅する構造のものであっても良い)

14. 燃料タンク

1) FIA 公認安全燃料タンク (FIA-FT3、WEST 品番 16C-G-01) とし変更・改造は出来ない。

2) 製造後 5 年を経過したブラダーは使用することが出来ない。

3) 燃料系統の部品追加・改造は一切禁止する。

4) タンクの位置は車両の縦軸から 6 5 cm 以上にあってはならず、シートバックとエンジンルームの間に 1 個とする。

タンクは燃料がこぼれたり、漏出したり、あるいはタンクに事故が生じた場合、燃料がドライバー席あるいはエンジンルームまたは排気系のいかなる部分にも流出し、かつ接触しないように隔壁によって隔離すること。

15. 車体

1) シャシー構造体

①スペースフレーム構造を基本とする。

主要な構造体には外形 2 8 mm 以上で肉厚 1. 6 mm 以上のパイプを使用しなければならない。

ドライバーの足部裏面からドライバー座席の背部までのコックピット内部断面積は 1, 0 0 0 cm²

以下であってはならず、また最小幅はコックピットの全長を通じ 3 8 0 mm 以上で、主要口ル構造体バルクヘッド部は 6 8 0 mm 以上なければならない。

②フロントサスペンションピックアップは車体構造体の外部にあり、フロントバルクヘッドからピックアップ後部まではスペースフレームに厚さ 1. 6 mm の鉄板を溶接で組み合わされた構造でなければならない。

③スペースフレーム構造体両側面には補強として肉厚 1. 5 mm 以上のパネルを張り付けられる。
このパネルの最小引張強度 2 2 5 N/mm² 以上であること。

④VITA CLUB(株)にて認定されたコックピット保護装置 (C S D) の取り付けが認められる。

(右図参照)ただし、C S D への一切の加工は禁止される。

2) ボディーは吸気と排気パイプおよびエンジンの上部の突き出しを除き、すべての機械的構成要素を覆うこと。

3) ボディーはホイール上の張り出し、少なくともホイールの円周の 1/3 にわたり効果的に覆いタイヤの幅も覆うこと。

4) 車両のいかなる部分も地上 9 0 cm の水平面を超えてはならない。

ただし、安全ロールバーは、この寸法に含まれない。

5) 側面防護体

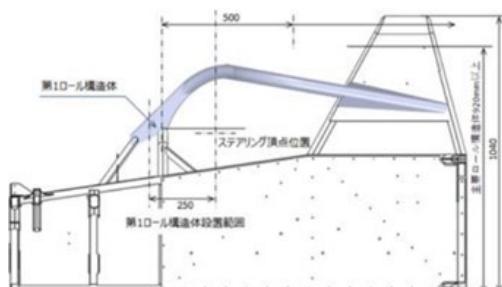
ドライバーを保護するため、車両の両側に側面防護体を設けなければならない。

側面防護体は車両の中心線から最小 7 5 0 mm のところに、高さ 9 5 mm 以上、前後長さは第 2 ロール構造体の前端から燃料タンク後端までの間に、車体構造体と連結したボックス構造を備えること。

この側面防護体は最小引張強度 2 2 5 N/mm² 以上のパネルを使用した構造であること。

6) コックピット

コックピットはドライバーが脱出するため 5 秒以上を要しないよう設計されていること。



コックピット開口部は、ステアリングホイールより後方 600 mm から前方において 600 mm の開口部が 300 mm あること。

①オーブンボディとする。

②後方視界

車両には、ドライバーが後方を見る為に少なくとも 2 つのミラーを装備すること、また、それぞのミラーの最小幅は 150 mm で、少なくともそれが縦 50mm にわたり維持されていなければならず、各コーナーの半径は 10 mm を超えてはならない。

7) ヘッドラスト :

全ての車両は後方へ 85 kg の荷重がかかった時に、5 cm 以上傾かないヘッドラストを備えていなくてはならない。

ヘッドラストの表面は 200 cm² 以上で、連続的であり、突出した部分があつてはならない。

8) 空力装置

①認定を受けた車両に取り付けられた空力装置（認定部品）の装着が認められる。

（フロント：カナード・ガーニーフラップ、リア：ウイング、ガーニーフラップ、ディフューザー）

②認定を受けた車両に取り付けられた空力装置（認定部品）の形状変更は認められない。

③空力装置（認定部品）の内、カナード及び前後ガーニーフラップの脱着は認められる。

④コックピット保護装置未装着車両は、BOP 対応リアウイングエンドプレート（品番：GRANZ-M-24,25）をレース競技期間中（週末より始まるフリー走行を含む）、装着が義務付けられる。

⑤コックピット保護装置搭載車両は、従来品エンドプレート（品番：16C-M-35,36）の装着が義務付けられる。

9) 牽引用穴あきプラケット

2025 JAF 国内競技車両規則第 1 編第 4 章公認車両および登録車両に関する安全規定第 8 条に準拠して取り付けなければならない。ただし、オープンボディの車はプラケットをロールバーで兼用できる。

16. 安全装置

1) 安全ベルト

安全ベルトは、その素材、取り付け方法などを含み 2025 JAF 国内競技車両規則第 4 編「レース競技における安全ベルトに関する付則」に従い、フルハーネスタイプでなければならず、その肩部ストラップの幅は 75 mm 以上を有していなければならない（ヘッドアンドネックサポート指定ベルトを除く）。

安全ベルトを座席やその支持体に固定することは禁止される。

FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条に定められた取り付け方法も許される。

2025 JAF 国内競技車両規則第 1 編第 4 章第 4-3 図～第 4-4 図参照）

2) 安全ロールバー

①ロールバー

a) 安全構造の基本目的はドライバーの保護にある。

この目的は設計の基本考察である。

b) すべての車両は、最低 2 つのロールオーバー構造でなくてはならない。

第 2 ロール構造体はステアリングホイールの前になくてはならず、ステアリングホイールリムの頂点より 250 mm 前方まで、また少なくとも同じ高さになくてはならない。主要ロール構造体は、第 2 ロール構造体より少なくとも 500 mm 後方になくてはならず、主要ロール構造体の頂点から第 2 ロール構造体の頂点に延びる線が、ヘルメットを着用してシートベルトを締め、通常日着座したドライバーの上方 50 mm の位置を通るよう、十分高い位置になくてはならない。

この主要ロール構造体の最低高はドライバーの脊柱に沿って座席のシェルからロール構造体の頂点までを測定し最低 920 mm なければならない。側面の 2 つの直立支柱の間にあるロール構造体の内側で測定し、その幅は少なくとも 380 mm なければならない。それはドライバーの脊柱に沿って座席のシェルから垂直に高さ 600 mm の位置で測定すること。

②強度：

チューブとプレース（支柱）の直径は少なくとも 35 mm で、肉厚は少なくとも 2 mm なければならない。その材質は、モリブデンクロム SAE4130 または SAE4125（あるいは、DIN、NF 等と同等なもの）。ロール構造体の頂点から水平に対し 60° を越えない角度で後方に少なくとも 1 本の支柱を取り付けること。この支柱の直径および材質はロール構造体と同じでなければならない。2 本の支柱を取り付ける場合は、外径 26 mm で肉厚 3 mm のパイプを用いても良い。メインフープと支柱との間の取り外し可能な連結部は付則 J 項第 253-37 図から第 253-46 図に合致していなくてはならない。支柱は前方に取り付けても良いが、転等した際、ドライバーが脱出できる構造とすること。

③一般考察：

ボルト、ナットを使用する場合にはその数に応じて十分な最小寸法を必要とする。その材質は最上級であること。（航空機用）スクエアーヘッドボルト、ナットは使用しないこと。構造の主たる部分には継ぎ目のない 1 本の管を使用し、曲折部分は滑らかに連続的に曲げられており、ひだ、あるいは壁部に欠損がないこと。溶接は全体にわたって最高の技術をもって行なわれるべきである。（通常はアーク溶接または特別の場合にはヘリアークが使われる）スペースフレーム構造に関し、ロールバーの構造はそれにかかる荷重を広い面積に分散するように車両に取り付けられることが重要である。ロールバーを単一な管あるいは継ぎ足された管に付着させるだけでは不十分である。ロールバーはフレームの延長として設計されるべきで、単にフレームの付属として考えるべきではない。基本構造の強度には十分な考慮が払われるべきである。例えば荷重を分散させるため補強バーあるいはプレートを付加すること。

3) 被覆線、電線または電器装置

バッテリー、燃料ポンプ等のような被覆線、電線と電気装置の装備場所、材料または結合部が MIL 規格に合致していない場合は、それらは次の漏洩を起因しないように装備しなければならない。

- ・燃料の累積
- ・燃料のコックピット内の流入
- ・燃料と電線あるいは電気装置との接触

もし、被覆線あるいは電線、電気部品がコックピットを通り抜け、あるいは、その内部に設置されている場合には、それらは防漏材または防火材で完全に覆わなければならぬ。

4) 燃料タンクの注入キャップ

- ①燃料入口とキャップは車体より突き出してはならない。
衝突の際および不完全なロックによりキャップがゆるまぬように設計されていなければならない。
- ②空気孔はコックピットの後方 15 cm 以上の場所に位置すること。
- ③給油時のオーバーフローガソリンはコックピット内に流入しない構造であること。

5) 消火装置

すべての車両は、内容量 2 kg 以上の粉末消火器、または、FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 253 条 7 項に記された消火器を、ドライバーが速やかに操作できるようにしなければならない。

金属製ストラップの付いたラピッドリリースメタル（ワンタッチ金具）の装着のみ認められる（最低 2箇所に装着することが推奨される）。

記載事項

以下の情報を消火器に明記しなければならない。

- a) 容器の容量
- b) 消火剤の種類
- c) 消火剤の容量もしくは重量

d) 消火器の点検日

(消火器の有効期限は、充填した日もしくは前回点検日から2年とする)

6) ステアリングホイール

ステアリングホイールは迅速に取り外せる機構を備えていなければならない。

その取り外しはステアリングホイール裏側のステアリングコラムに設置された同心円状のフランジを引く方法であること。

スイッチ、メーターその他の部品を装着する場合、それらは突起した形状（トグルスイッチ等）であってはならず、ドライバーと対面するステアリングホイールリム全体で形成される平面よりドライバーに近いところに位置してはならない。

緩衝パッドの装着を推奨する。

7) 電気回路開閉装置（サーキットブレーカー）

すべての回路を遮断できる電気回路開閉装置（サーキットブレーカー）を取り付け、その取り付けた位置には赤色のスパークを底辺が最小10cmの青色の三角形で囲んだ記号で表示し、外部からでも容易に操作できること。

8) オイルキャッチ装置

エンジンから外に出るオイルを集めるためにタンクもしくは装置を装着しなければならない。

この装置は最小限2リットルの容量を有するものでなければならない。

9) 防火装置

全ての車両は出火の際、火炎の直接の噴出を防止するためエンジンと運転席の間に有効な防護壁を設けなければならない。

10) 触媒装置及び消音器

触媒装置の装着を義務付け、消音器の装着が推奨される。

11) 排気音量

2025 J A F 国内競技車両規則に示された「レース車両の排気音量規制」の検査方法に準じ、排気音量規定値は最大で105dB(A)以下とし、各競技会の特別規則書を優先する。

12) その他

技術委員長によって安全でないと判断された車両は競技に参加できない。

17. データロガー搭載及びデータの開示

公式予選上位6位までの車両に、指定されたポータブルタイプのデータロガーを搭載するように指示された場合は、その搭載されたデータロガーの決勝レース中のデータは、v. Granz 参加者には開示しなければならない。本規定は、ザウルスジュニア北海道シリーズに参加する車両の構造、安全装備、改造許容範囲を定める。

第4章 N1-1000車両規定

2025 J A F 国内競技車両規則第5章第1条に合致し、JAF国内競技車両規則第3章、第4章および第5章に準拠し、さらに次の各項に従うこと。JAF国内競技車両規則第3、4、5章ならびに当規定に定められていない項目は全て当初のままでし、変更・改造は一切許されない。

参加車両規定の部品の交換、および変更・改造は次の通り定義する。

①部品の交換

- A) 使用できる部品は国内向け販売車両と同一の車両形式の純正部品のみとし、輸出車両用部品を使用してはならない。
- B) マイナーチェンジ車両の部品は同一形式であり、修正、改造することなく使用できるものに限り、許される。
- C) 次の規定するASSY部品から分解した単一部品を組み替えること、あるいは単一部品を組み合わせることにより車両製造者（メーカー）が製造した当初の部品と異なるASSY部品となつてはならない。
 - (1) エンジンASSY

- (2) トランスミッション A S S Y
- (3) ディファレンシャル A S S Y
- (4) ディストリビューター A S S Y
- (5) キャブレター A S S Y
- (6) 修復不能なボディー

修復出来ない場合、打刻により同一形式が証明できることを条件に交換することができる。
ただし、公式予選後の交換は許されない。

②変更・改造は次の通り定義される。

- A) 変更：同じ部品でないものに変える。
- B) 改造：元の部品に何等かの工作を加える。

1. 参加車両

トヨタヴィッツ（車両形式：S C P 1 0）

2. エンジン

- (1) エンジンクーリング
電動ファンの駆動用スイッチの変更は許される。クーラー用に取り付けられた電動ファンはクーラーコンデンサーを取り外した場合には同時に取り外すこと。
- (2) インジェクションシステム
フューエルインジェクションの調整部の車室内設置、および当初のセンサー類の変更は禁止する。
- (3) オイルキャッチタンク
オイルキャッチタンクは競技中のクラッシュで容易に破損しない位置に、また排気管等の熱により着火しない位置に設置すること。
- (4) エアクリーナー
取り外すことができる。フィルターBOX前部に位置するボルトあるいはバンド等により装着されたパイプ、ダクトおよびフィルターBOXとキャブレター、あるいはスロットルボディ間のホースに補助的に取り付けられている装置（吸音防止レゾネータ、プロバイガス還元ホース等）について、取り外さない場合は当初のままでなければならない。
- (5) E C U
純正部品以外の使用は禁止する。
- (6) 排気系統
排気口は後方排気でなければならない。排気管取り付けのための車体への改造は許されない。触媒装置の装着を義務づける。

3. 電装品及び補機類

- (1) 点火系統
フルトランジスター方式へ変更、C D I の取付けは許されるがディストリビューターの外観、形状は当初の部品と同一のこと。同時点火方式への変更は同一型式車両に設定が有る場合のみ許され、改造を伴う取付けは禁止される。同時にピックアップ取付けのためにフライホイール、クランクプーリー等は同一型式車両のものに限り変更が認められ、改造による取付けは認められない。これらを変更するための部品類は車室内に設置することは禁止する。同時点火方式への変更を行った場合メーカー発行の公式文章（車両解説書、修理書等）のコピーを改造申告書に添付し同一性を証明すること。添付による証明が出来ない場合は、参加を拒否される場合がある。
- (2) ステアリングロック
ステアリングロック取り外しに伴い、イグニッションキーの位置は変更できる。

4. シャシー

- (1) トランスミッション、ディファレンシャル
同一型式のものを使用した場合、ギアレシオは改造申告書に記載して申告することを義務付ける。
- (2) ホイール
ホイールスペーサーの使用は禁止される。
- (3) タイヤ

- 1) 2025 J A F 国内競技車両規則第5章第4条4-3の規定に適合したタイヤを使用する事。
 - 2) 使用が許されるタイヤは、国内タイヤメーカーが1993年1月1日以降に発表した日本国内向け市販タイヤ製品カタログに記載表示され、通常に販売されているラジアルタイヤ。
 - 3) 公式予選、決勝レースを通じて、使用できるタイヤは4本までとする。
使用するタイヤ4本は、公式車両検査時にオフィシャル（技術委員）によってタイヤマークイングが実施される。
 - 4) タイヤ幅は185までの使用が認められる。
 - 5) 路面がウェット状態であると競技長が宣言した場合、上記3)においてマークイングされたタイヤ以外の使用が認められる。
 - 6) 上記5)「ウェット宣言」以外の状況で、マークイングされたタイヤをやむを得ない事由で他のタイヤと交換する場合、次の通りとする。
 - ①公式予選中のタイヤ交換は認められない。
 - ②公式予選終了後にタイヤ交換する場合は、公式予選結果発表後30分以内に文章にて大会競技長へ申請するものとする。
この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。タイヤ交換者が複数の場合、当初のグリッド順に従い、最後尾からグリッドが形成される。
 - ③決勝レーススタート後のタイヤ交換は自由とする。
ただし、タイヤ交換の作業は決勝レースがスタートされるまでは一切行ってはならない。
何らかの事由で、ピットスタートとなる場合も同様とする。
 - 7) タイヤの裏組み（左右を逆に組みなおす）は禁止される。
 - 8) 機材を用いての意図的な過熱、保温、リグループ、タイヤに関する一切の加工は認められない。
- (4) ストラット、ショックアブソーバー
取付け部はボルト径、取付け穴径を含み一切の変更・改造も許されない。アッパーマウントは強度の変更を除き、形状、材質、取付け位置の変更は禁止する。
- (5) ブレーキ
倍力装置は位置、外観形状及び内部構成部品は維持しなければならない。ただし、マスターシリンダーを直接作動させるための最低限の変更は許される。ブレーキ冷却ダクトの装着は認められない。

5. 車体

- (1) 外観、形状
外観形状に影響を及ぼすテーピング処置は許されない。エアーウィング、オーバーフェンダー、spoイラーは純正部品のみが認められる。それぞれを単独で取り付けることも認められるが、当初の形状から改造することは禁止される。補助的付加物の取り外しにより、配線、配管等を固定するためのボルト穴を開ける程度の最低限の車体改造は認められる。外観形状の悪い車両は出走を拒否される場合がある。
- (2) フロントウィンドウガラス
JISマーク表示のある、合わせガラスを使用することが義務付けられる。
- (3) サイド及びリアウインドウガラス
塗装及び色付フィルム、ステッカー等を貼り付けることは禁止される。リアウインドウに沿って上部8cmの幅は広告シール等の貼り付けが許される。サイドウインドウに対し無色透明なフィルム等での飛散防止策を施すことを推奨する。
- (4) 車室
車室とトランクルームは金属板、あるいは非可燃性物質板により隔離すること。
- (5) トランク・リアゲートダンパー
取り外すか内部のオイル、ガス等を抜くことにより作動しないようにしなければならない。
- (6) ライト類
ライト点灯時当初の照度を保持すること。また、ガラス製のランプ類は無色透明のガラス飛散防止策を必ず実施すること。
- (7) 補強

スポット溶接の打点追加による補強も許される。

(8) 補助的付加物

ウォッシャータンク、ラジエターリザーブタンクは自由。ブルドン管タイプの油圧計を取り付ける場合は溶接部がダッシュボード内、或いは隔壁により搭乗者に対する保護対策が取られていれば許される。燃圧計は電気式の場合を除き追加取付けは禁止する。自車のタイム計測を目的とする計測装置を取り付けることは出来る。ただし、取付けに関しては搭乗者に危険にならないように考慮すること。

(9) 消火器

消火器取付けのためのプランケットは、複数の直径 6 mm 以上のボルトを使用し、1ヶ所に最低厚さ 3 mm、面積 20 cm² 以上の補強板の使用により強度を確保すること。尚、その型式、容量、総重量、種類及び点検年月日を容器の上に表示ラベルを貼って、明示しなければならない。

(10) エアージャッキ

エアージャッキの使用は許されない。

(11) フロアープレート

ドライバー足下のフロアープレートの取付けは許される。

(12) 奉引用穴あきプランケットの取付け方法は、次の要件を満たすこと。

①ボルト止めの場合：複数の直径 8 mm 以上のボルトを使用すること。

②溶接の場合：合わせ部分は、全周にわたって溶接されていること。スポット溶接は認められない。

(13) ロールバー

①2025 J A F 国内競技車両規則第4章第4-30図に記載の任意の補強は適用されない。

②安全性を高める為にフロントピラー（Aピラー）とセンターピラー（Bピラー）に取り付け部を部分的に設けることは許される。但し、板材による補強は上記以外許されない。

(14) ストラットタワーバー

下記品番の部品の使用及び、同等と主催者が判断した部品の使用が認められる。

53607 - N P 101

6. 燃料タンク

変更は認められない。

7. 最低重量

(1) 最低重量は、下記の通りとする。

660 kg

(2) ウエイトハンディ

①主催者は、競技の活性化を目的としたウェイトハンディ制を導入する。各大会において、優勝したドライバーは次レース参加時に下記ウエイトを最低重量に追加して搭載しなければならない。

30 kg

②ウェイトハンディの有効期限は1大会とする。

③最低重量およびウェイトハンディの車両重量を満たすためバластを搭載することは認められるが、取り付けについては2025 J A F 国内競技車両規則第3章、第3条3.3)に従って取り付けられていなければならない。

8. 音量規制

音量は 105 dB(A) に規制する。

計測は JAF 国内競技車両規則に定める 3 m の基準とする。

9. 燃料

燃料の「使用方法に関する詳細規定」は、大会特別規則書にて指示される。

10. 統一解釈

本規定はできる限り変更・改造の範囲を最小限に留め、廉価なレース用マシンで平等な条件の元に一人でも多くの人々が参加できることを目的に作成されたものであり、本規則の解釈に疑義が生じた場合は主催者による解釈を持って最終とする。本規則は予告期間を明示して、変更を行う場合がある。

第5章 N O - V i t z 車両規定

車両

参加車両はトヨタヴィッツ「R S R a c i n g」(車両型式:N C P 1 3 1 - V P N T M V) および「V i t z G R S P O R T "R a c i n g" P a c k a g e」(車両型式:N C P 1 3 1 - V P N T M V / N C P 1 3 1 - V P N T X V) とし、T R D により封印が施されたエンジン本体を搭載していること。もしくは、主催者が特別に認めた車両とする。本レースは、2025年J A F 国内競技車両規則第3編第7章「スピードB車両規定」に従った車両で行われ、本規定に定められていない項目については、同規則第5章「スピードS A車両規定」に従っていなくてはならない。また、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。なお、乗車定員の変更は認められない。

定義

1. 指定部品：主催者より使用が義務付けられた部品。
指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。
2. 認定部品：主催者より使用が認められた部品。
認定部品以外に純正部品の使用も認められる。

※主催者が認めた（ブルテン等の発行）場合を除き、指定品・認定部品に対する加工・変更等の改造は認められない。

第1条 安全規定

改造および付加物の取り付けなどにより当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

1. 安全ベルト
 - ①フルハーネスタイプかつ4点式以上のF I A公認安全ベルトの使用を義務付ける。
 - ②ラベルに表示されている使用期限の過ぎたものやストラップ、構成部品等に異常があるものは使用してはならない。また、万一事故によりシートベルトに強い衝撃を受けた場合、ストラップ、構成部品等の外観に異常が無くても使用してはならない。
 - ③取り付けに関してはJAF国内競技車両規則第4編細則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」の条件を満たす事。
 - ④4点式以上の安全ベルトは競技中以外の装着は許されない。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。

2. 消火器

全ての車両に消火器の装着が推奨される。ただし、取り付ける場合はJAF国内競技車両規則第3編第1章第9条9.1.1に従う事。

3. ロールケージ

主催者指定部品の使用を義務付ける。なお、乗員保護の為に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていなくてはならない。

〔車台番号N C P 1 3 1 - 2 0 2 9 6 3 8以前の車両〕

品番：6 6 5 1 0 - K P 3 0 0 (ロールケージA S S Y)

品番：6 6 5 2 2 - N P 9 0 0 (ロールケージパッド)

品番：6 6 5 5 2 - T C 0 0 3 (ロールケージパッド) [旧品番：6 6 5 2 2 - N P 9 2 0]

〔車台番号N C P 1 3 1 - 2 0 2 9 6 9 9以降の車両〕

品番：6 6 5 1 0 - K P 3 3 0 (ロールケージA S S Y)

品番：6 6 5 5 2 - T C 0 0 3 (ロールケージパッド) [旧品番：6 6 5 2 2 - N P 9 2 0]

4. サーキットブレーカー

取り付けは認められない。

5. イグニッションスイッチ

イグニッションスイッチはその位置が確認できるよう黄色で明示しなければならない。

6. 奉引用穴あきブラケット

主催者指定部品の使用が義務付けられる。

ただし、フロント側牽引用穴あきブラケットについては一般公道では使用しないこと。

[車台番号 N C P 1 3 1 - 2 0 2 7 7 9 6 以前の車両]

品番：5 1 9 6 0 - K P 3 0 0 (フロント牽引フック)

品番：5 1 9 6 7 - K P 3 0 0 (リア牽引フック)

[車台番号 N C P 1 3 1 - 2 0 2 7 8 5 2 以降の車両]

品番：5 1 9 6 1 - K P 3 0 0 (シャフト F R)

品番：6 6 3 1 1 - Z N 6 0 0 (ストラップ F R)

品番：9 0 1 7 8 - T C 0 0 0 (ナット F R)

品番：5 1 9 6 7 - K P 3 1 0 (フック R R)

上記指定部品の他にJAF国内競技車両規則第1編第4章第8条「けん引用穴あきブラケット」に準拠した装置も使用可能とする。

第2条 改造規定

- 車両規定に定められていない項目は当初のままで、変更、取り外し、追加、使用方法の変更等、および加工等の改造は認められない。更に、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。また、車両規定により交換可能な部品は、国内で一般的に市販されているもの（カタログやエビデンス等の提示を求める場合有）とし、未発売品／試作品等の使用や部品に対する加工等の改造は認められない。
- ただし、国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される（輸出仕様車専用部品の使用は許されない）。ダイアグシステム（故障診断システム）において異常と判断される状態であってはならない。
- マイナーチェンジ前後車両の部品は主催者より使用許可の公示がない限り許されない。

第3条 エンジン・エンジン補機類

- エンジン本体エンジン本体は T R D により封印されたものを搭載していかなくてはならない。また、エンジン本体および封印に対する加工・変更等の改造は許されない。
- エンジンマウント【車両型式: N C P 1 3 1 - V P N T M V のみ】
主催者認定部品の使用が認められる。
品番: 1 2 3 0 5 - N P 9 0 0 (エンジンマウント R H)
品番: 1 2 3 7 2 - K P 3 0 0 (エンジンマウント L H)
品番: 1 2 3 6 3 - N P 9 0 0 (エンジンマウント R R)
- フライホイール
加工・変更等の改造は認められない。
- オイルポンプ
加工・変更等の改造は認められない。
- オイルフィルター
変更は自由。ただし、取り付け位置の変更は認められない。
- オイルフィラーキャップ
変更は自由。

第4条 電気系統

電気的に、諸装置を作動・調整する事ができる装置（E C U 等全てのコンピューター類のコントローラーを含む）は当初から装着されている物および当規定で認められた物を除き装着は許されない。

- バッテリー
本体の変更は認められるが、本体外寸は当初の物と同等で、取り付けステーにて確実に固定されていかなくてはならない。また、搭載位置の変更、ボディーアース線の追加・加工・変更等の改造は認められない。
- オルタネーター
加工・変更等の改造は認められない。
- 点火系統
主催者認定部品の使用が認められる。ただし、使用する4本の点火プラグは同一品番の物でなくてはならない。また、イグニッションコイルは加工・変更等の改造は認められない。

品番: 10901 - S P 060 - 22 (TRDレーシングプラグ) / I K H 01 - 22

品番: 90919 - 01243 (スパークプラグ) / F K 16 H R 11

品番: 90919 - 01247 (スパークプラグ) / F K 20 H R 11

4. セルモーター

加工・変更等の改造は認められない。

5. ECU

追加および加工・変更等の改造は認められない。

6. 配線

当規定で認められている部品を取り付ける為の最小限の加工以外は認められない。

第5条 吸排気系

1. エアクリーナー

加工・変更等の改造は認められない。

2. 吸気・排気マニホールド

加工・変更等の改造は認められない。

3. マフラーおよび排気管

加工・変更等の改造は認められない。

4. マフラーサポート

主催者認定部品の使用が認められる。

品番: 17565 - N P 900 (マフラーサポート)

5. 排出ガス

完全暖機運転後アイドリング状態にて、CO:1%・HC:300 ppmを越えないこと。

第6条 冷却系統

1. ラジエター

ラジエター本体の追加および加工・変更等の改造は認められない。また、導風板やダクトの取り付けも認められない。ただし、ラジエターキャップは変更が認められる。

2. サーモスタット

サーモスタットの変更および取り外し以外は認められない。

3. ラジエターファンおよびファンスイッチ

加工・変更・追加等の改造は認められない。

4. ラジエター配管

加工・変更等の改造は認められない。

5. オイルクーラー

追加および加工・変更等の改造は認められない。

第7条 シャシー

1. 最低地上高

最低地上高9cm以上を確保すること。また、以下の二点についても指定の地上高を確保すること。

①フロントロアアームボルト N o. 2

下端... 12.5cm以上

②リヤアクスルビーム取り付けボルト

中心部... 21.5cm以上。

下記イラストをご参照下さい。

フロントサスペンション

リアサスペンション



2. 全長および全幅
変更は認められない。
3. 最低重量
1020kg
①上記は、燃料、潤滑油、冷却水を含み、ドライバーを除いた車両の最低重量とし、常に保たなければならない。
②バラストの使用は認められない。
4. ラバーマウントおよびブッシュ
主催者認定部品の使用が認められる。
品番: 48609 - N P 900 (フロントアップーサポート)
品番: 48755 - N P 100 (リヤアップーサポート)
品番: 48752 - N P 900 (リヤサスペンションサポートストッパー)
品番: 48654 - N P 900 (フロントロワームブッシュ)

第8条 駆動系

1. クラッチ【車両型式:N C P 131 - V P N T M Vのみ】
主催者認定部品の使用が認められる。
品番: 31210 - A E 100 (クラッチカバー)
品番: 31250 - A E 963 (クラッチディスク)
品番: 31250 - N P 900 (クラッチディスク)
組み合わせについては純正品を含めて自由。また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。
2. トランスアクスル
加工・変更等の改造は認められない。ただし、シンクロナイザーリングについては、主催者認定部品の使用が認められる。
品番: 33368 - 20080 / 33368 - 20090 (サードギア・シンクロナイザーリング)
3. 変速レバー
ボルトオンで装着できる物に限り変更が認められる。
4. シフトノブ
変更は自由。ただし、シフトパターンは運転席から容易に識別できるように表示すること。
5. ディファレンシャル
当初から装着されているものおよびメーカーオプション品のみ使用が認められるが、それ以外の加工・変更等の改造は一切認められない。
6. 最終減速比
ファイナルギアの加工・変更等の改造は認められない。

第9条 制動装置

ボルトオンにて装着可能なブレーキパッド・ホースに限り変更が許される。

第10条 サスペンション

サスペンションおよびその取り付け部位の補強は認められない。

1. スプリング主催者指定部品の使用が義務付けられる。

品番: 4 8 1 3 1 - K P 3 0 0 (フロントスプリング)

補給部品番: 4 8 1 3 1 - K P 3 2 0

品番: 4 8 2 3 1 - K P 3 0 0 (リヤスプリング)

補給部品番: 4 8 2 3 1 - K P 3 4 0

2. ショックアブソーバー

主催者指定部品の使用が義務付けられる。

品番: 4 8 5 1 0 - K P 3 0 0 (フロントショックアブソーバー R H)

補給部品番: 4 8 5 1 0 - K P 3 1 0

品番: 4 8 5 2 0 - K P 3 0 0 (フロントショックアブソーバー L H)

補給部品番: 4 8 5 2 0 - K P 3 1 0

品番: 4 8 5 3 0 - K P 3 0 0 (リヤショックアブソーバー)

補給部品番: 4 8 5 3 0 - K P 3 1 0

3. フロントバンプラバー

主催者指定部品の使用が義務付けられる。

品番: 4 8 3 0 4 - W Y 0 1 0 (バンプラバー)

4. スタビライザー

加工・変更等の改造は認められない。

5. アームおよびロッド類

主催者認定部品のブッシュ変更は認めるがそれ以外の加工・変更等の改造は一切認められない。

第11条 タイヤおよびホイール

1. タイヤサイズ: 195/55 R 15

2. 使用するタイヤ銘柄は

GOOD YEAR EAGLE RS SPORT S - SPEC

とし、使用するタイヤは全て同品番に限る。

3. タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。

4. タイヤおよびホイールは車軸中心より前方30度・後方50度の範囲内でフェンダーから突出していないこと。

5. タイヤ中心より両側50mmの範囲内は常にタイヤ溝深さを1.6mm以上有すること。

6. 通常走行時の摩耗以外のタイヤの加工（削り等）は禁止される。当該大会技術委員長により加工していると判断されるものは使用を認められない。

7. ウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。

8. 使用できるホイールサイズは「15インチ / 7.0JJ インセット48」または、「15インチ / 7.0J + 48」とする。

9. ホイールはJWLまたはVIAマークのある軽合金製とする。

10. ホイールナットの材質および形状の変更は認められる。ただし、ホイールディスク面より突出しないこと。

11. ホイールスペーサーの使用は認められない。

12. 公式予選・決勝レースを通して使用できるタイヤは4本までに制限される。

13. バースト等のやむを得ない理由によりタイヤを交換する場合は以下の通りとする。

①公式予選終了までタイヤ交換は認められない。

②公式予選終了後30分以内に文書により競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。タイヤ交換者が複数の場合は、正規にグリッドを得た車両の後方から公式予選結果順に配列する。

第12条 車体

1. 自動車登録番号標

加工・変更等の改造は認められない。

2. 空力装置

追加は認められない。

3. ボンネットおよびトランク

加工・変更等の改造は認められない。

4. リヤゲートダンパー

取り外すか、オイルおよびガスを抜く事により作動しないようにしなくてはならない。

5. バンパー

加工・変更等の改造は認められない。

6. オウターミラー

加工・変更等の改造は認められない。

7. フロントガラス

①純正品以外でも道路運送車両の保安基準に適合した物の使用を認める。

②保安基準に適合した保護フィルムの使用を認める。ただし、経年劣化等により保安基準を満たしていないと判断された場合は、使用することは出来ない。

8. サイドおよびリヤガラス

下記の部品もしくは、道路運送車両の保安基準に合致した無色のサイドガラスおよびリヤガラスを使用すること。また塗装および色付フィルムの貼り付けや、ステッカーの貼り付けは主催者が認めたもの以外は許されない。

品番: 6 8 1 1 0 - 5 2 3 4 0 (フロントドアガラス R H)

品番: 6 8 1 2 0 - 5 2 3 4 0 (フロントドアガラス L H)

品番: 6 8 1 3 0 - 5 2 3 5 0 (リヤドアガラス R H)

品番: 6 8 1 4 0 - 5 2 3 5 0 (リヤドアガラス L H)

品番: 6 8 1 0 5 - 5 2 6 0 0 (バックドアガラス)

9. ボディー補強

空洞への充填材注入（当初より充填されている部位を除く）も含み、一切の補強は認められない。

10. タワーバー、ブレース

追加および加工・変更等の改造は認められない。

11. 水 / 泥はねよけ

追加および加工・変更等の改造は認められない。

12. エンジンアンダーカバー

追加および加工・変更等の改造は認められない。

13. エンブレム

車両前後に取り付けられているエンブレムは、取り外し・加工等の改造および外観を毀損することや追加は認められない。

14. ヘッドライト

バルブ交換 (L E D および後付 H. I. D. キット含む) および、この取り付けに伴う最小限の加工のみ認められる。

15. フォグランプ

取り外しのみ認められる。ただし、取り外した場合には簡易的ではない方法で蓋をすること。

また、蓋はバンパー内側から取り付ける事とし、蓋の取り付けによって空力的性能の向上があつてはならない。

16. グリル

加工・変更等の改造は認められない。

17. テールランプ

加工・変更等の改造は認められない。

18. カウルトップベンチレータールーバー

フードトゥーカウルトップシールの取り外しは認められる。

19. 導通性シート

導通性能を有するフィルムやシート、ステッカー類の追加貼付は認められない。

第13条 車体内部

1. 内装当規定で定められている部品の取り付けに伴う最小限の内装切除は認められる。また、グローブボックス及びアッパー ボックス開閉に関する最小限の切除・加工も認められる。それ以外の、当規定で定められていない車室内の全ての部品は切除および加工することは認め

- られない。
2. 防音材加工・変更等の改造は認められない。
 3. ステアリングホイール加工等の改造は認められない。
 4. ペダルカバーおよびヒールプレート装着する事が認められる。ただし、確実に取り付けること。
 5. フットレスト・ニーレスト装着する事が認められる。ただし、確実に取り付けること。
 6. 座席
 - ①運転席側シートおよび助手席側シートに限り変更が認められる。変更する場合はJ A F国内競技車両規則第3編第5章9条9.4.9の規定と推奨条件を満たすこと。また、後部座席ヘッドレストについては競技中のみ取り外すことが認められる。
 - ②シート / シートレール / シートレールブラケット（サイドステー）は、組み合わせた状態で保安基準に適合していること。また大会期間中に求められた場合は、保安基準に適合していることを証明しなければならない。
 7. 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着する事が出来る。ただし、健常者の使用は認められない。
 8. ヒーター・エアコン

ヒーターおよびエアコンの取り外しは認められない。また、正常に機能していなくてはならない。
 9. 補助メーター

追加は認められない。
 10. データロガー

電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取るG P Sデータロガーの使用は認められる。なお、車両との結線は、電源目的以外は認められない。
 11. ラップタイム自動計測装置

ラップタイム計測を目的としたもので、電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取るものに限り取り付けを認める。なお、車両との結線は、電源目的以外は認められない。
 12. インナーミラー

加工・変更等の改造は認められない。
 13. フロアマット

専用フロアマットは、取り外さなくてはならない。
 14. クール・アンダーウェア用冷却システム

クール・アンダーウェア用冷却システムの使用は認められない。

第14条 アクセサリー部品

J A F国内車両規則第4編細則に定められた「アクセサリー等の自動車部品」であっても、下記および当車両規定に定めるもの以外は、取り付け・取外し・変更は認められない。

1. 取り付け・変更が可能な部品

コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ナンバーフレーム、サイドバイザー、スカッフプレート、警音器、空気清浄機、ナビゲーションシステム、音響 / 映像機器、盗難警報システム、E T C車載器
2. 取外しが可能な部品

アンテナ

第15条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、出来る限り加工・変更等の改造の範囲を最小限に留めた車両で、平等な条件の下に一人でも多くの人が参加出来ることを目的として作成されたものであり、本規定の解釈に万一疑義が生じた場合は当該大会技術委員長の解釈をもって最終とする。

第6章 T S - 8 6 / B R Z 車両規定

車両

参加車両はT O Y O T A 8 6 「8 6 R a c i n g」(車両型式: Z N 6 - V P N T 8 *) およびS

U B A R U B R Z 「R A R a c i n g」(車両型式: Z C 6 * 2 8 8) とし、T R D により封印が施されたエンジン本体を搭載していること。本レースは、2025年 J A F 国内競技車両規則第3編第7章「スピードB車両規定」に従った車両で行われ、本規定で定められていない項目については、同規則第5章「スピードS A車両規定」に従っていなくてはならない。また、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。なお、乗車定員の変更は認められない。

※ ‘ * ’ は、A, B, C等の記号を表す。

定義

1. 指定部品：主催者より使用が義務付けられた部品。
指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。
2. 認定部品：主催者より使用が認められた部品。
認定部品以外に純正部品の使用も認められる。
※ 主催者が認めた（車両規定およびブルテンに記載されている）場合を除き、指定部品・認定部品に対する加工・変更等の改造は認められない。
表記例)
品番：T R D 品番 / S T I 品番 (T R D 品名 / S T I 品名)

第1条 安全規定

改造および付加物の取り付けなどにより当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

1. 安全ベルト
 - ①フルハーネスタイルかつ4点式以上のFIA公認安全ベルトの使用を義務付ける。
 - ②ラベルに表示されている使用期限の過ぎたものやストラップ、構成部品等に異常があるものは使用してはならない。また、万一事故によりシートベルトに強い衝撃を受けた場合ストラップ、構成部品等の外観に異常が無くても使用してはならない。
 - ③取り付けに関してはJAF国内競技車両規則第4編付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」の条件を満たす事。
 - ④4点式以上の安全ベルトは競技中以外の装着は許されない。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。
2. 消火器

全ての車両に消火器の装着が推奨される。ただし、取り付ける場合はJAF国内競技車両規則第3編第5章第1条1. 3に従う事。
3. ロールケージ

主催者指定部品の使用が義務付けられる。なお、乗員保護の為に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていなくてはならない。

[車台番号Z N 6 - 0 8 4 8 1 9 / Z C 6 - 0 3 0 0 5 6 以前の車両]
品番：6 6 5 1 0 - Z N 6 0 0 / 5 6 0 0 0 A S 0 0 0 (ロールケージA S S Y)
[車台番号Z N 6 - 0 8 9 0 0 1 / Z C 6 - 0 3 2 0 0 1 以降の車両]
品番：6 6 5 1 0 - Z N 6 2 0 / 5 6 0 0 0 A S 0 1 0 (ロールケージA S S Y)
4. サーキットブレーカー

取り付けは認められない。
5. イグニッションスイッチ

イグニッションスイッチはその位置が確認できるよう黄色で明示しなければならない。
6. 奉引用穴あきブラケット

主催者指定部品の使用が義務付けられる。ただし、一般公道では使用しないこと。

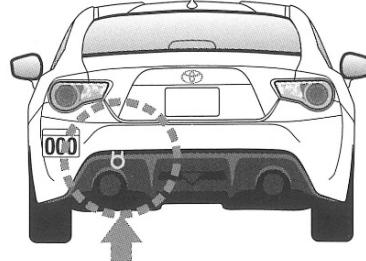
[車台番号Z N 6 - 0 6 1 8 4 0 以前 / Z C 6 - 0 2 1 2 7 7 以前の車両]
品番：5 1 9 6 0 - Z N 6 0 0 / 5 1 9 6 0 - Z N 6 2 0 / 5 7 8 0 0 A S 0 0 0
(奉引フック / フロント・リア共用)
[車台番号Z N 6 - 0 6 8 0 0 1 以降 / Z C 6 - 0 2 4 0 0 1 以降の車両]
品番：5 1 9 6 1 - Z N 6 1 0 / 5 7 8 0 0 A S 0 1 0 (シャフトF R)
6 6 3 1 1 - Z N 6 0 0 / 5 7 8 0 0 A S 0 2 0 (ストラップF R)

90178 - T C 0 0 0 / 57800 A S 0 3 0 (ナット F R)

51960 - Z N 6 2 0 / 57800 A S 0 0 0 (フック R R)

また、リア側の取り付け位置は車体左側とする。

(右図を参照)



上記指定部品の他にJAF国内競技車両規則第1編第4章第8条「けん引用穴あきブラケット」に準拠した装置も使用可能とする。

第2条 改造規定

- 車両規定に定められていない項目は当初のままで、変更、取り外し、追加、使用方法の変更等、および加工等の改造は認められない。更に、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。また、車両規定により交換可能な部品は、国内で一般的に市販されているもの（カタログやエビデンス等の提示を求める場合有）とし、未発売品／試作品等の使用、部品に対する加工等の改造は認められない。
- ただし、国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される（輸出仕様車専用部品の使用は許されない）。ダイアグシステム（故障診断システム）において異常と判断される状態であってはならない。
- マイナーチェンジ前後車両の部品は主催者より使用許可の公示がない限り許されない。

第3条 エンジン・エンジン補機類

- エンジン本体
エンジン本体はTRDにより封印されたものを搭載していなくてはならない。また、エンジン本体および封印に対する加工・変更等の改造は認められない。
- エンジンマウント
主催者認定部品の使用が認められる。
品番：12311 - Z N 6 0 0 / S T 4 1 0 2 2 A S 0 0 0
(エンジンマウント R H / エンジンマウント F R H)
品番：12315 - Z N 6 0 0 / S T 4 1 0 2 2 A S 0 1 0
(エンジンマウント L H / エンジンマウント F L H)
品番：12371 - Z N 6 0 0 / S T 4 1 0 2 0 A S 0 0 0
(エンジンマウント R R / ミッションマウント)
- フライホイール
加工・変更等の改造は認められない。
- オイルポンプ
加工・変更等の改造は認められない。
- オイルフィルター
変更は自由。ただし、取り付け位置の変更は認められない。
- オイルフィラーキャップ
変更は自由。

第4条 電気系統

電気的に、諸装置を作動・調整する事ができる装置（ECU等全てのコンピューター類のコントローラーを含む）は当初から装着されているものおよび当規定で認められた物を除き装着は許されない。

- バッテリー
 - 寒冷地仕様車は、搭載バッテリーを標準車搭載バッテリー（取り付けステー、ターミナル端子含む）もしくは本体外寸が標準車仕様と同等のものに変更することは認められる。
 - ②その他の車両に関して、本体の変更は認められるが、本体外寸は当初のものと同等でなくてはな

らない。

また、本体は取り付けステーにて確実に固定されていなくてはならず、搭載位置の変更、ボディーアース線の追加・加工・変更等の改造は認められない。

2. オルタネーター

加工・変更等の改造は認められない。

3. 点火系統

点火プラグの変更は認められない。また、イグニッションコイルは加工・変更等の改造は認められない。

4. セルモーター

加工・変更等の改造は認められない。

5. ECU

追加および加工・その他の変更等の改造は認められない。ソフトウェアは主催者が指定したデータ以外は使用出来ない。

6. 配線

当規定で認められている部品を取り付ける為の最小限の加工以外は認められない。

第5条 吸排気系

1. エアクリーナー

[車台番号ZN6-061840以前 / ZC6-021277以前の車両]

主催者認定部品の使用が認められる。

品番：MS155-00009・MS155-00012 / ST16546ZA000

(スポーツエアフィルター / エアクリーナーエレメント)

[車台番号ZN6-068001以降 / ZC6-024001以降の車両]

加工・変更等の改造は認められない。

2. 吸気・排気マニホールド

加工・変更等の改造は認められない。

3. マフラーおよび排気管

加工・変更等の改造は認められない。

4. 排出ガス

完全暖機運転後アイドリング状態にて、CO：1%・HC：300ppmを越えないこと。

第6条 冷却系統

1. ラジエーター

ラジエターキャップの変更以外は認められない。

2. サーモスタット

サーモスタットの変更および取り外し以外は認められない。

3. ラジエターファンおよびファンスイッチ

加工・変更・追加等の改造は認められない。

4. ラジエーター配管

リザーバタンクの加工・変更等の改造およびホース類の変更等の改造は認められない。

ただし、水温計測を目的とした温度センサー取り付けのための最小限の加工は認められる。

5. オイルクーラー

加工・変更等の改造は認められない。

第7条 シャシー

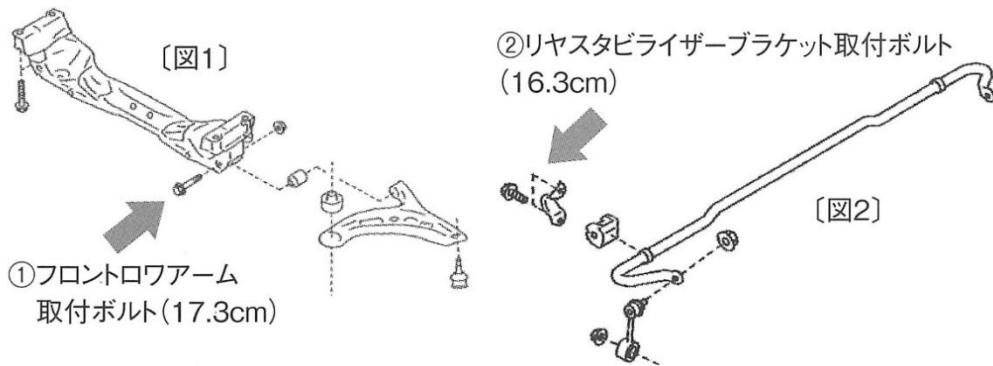
1. 最低地上高

ブレーキダクト装着状態で最低地上高9センチ以上を確保すること。

また、上記を満たしていた状態で以下の2点についても指定の地上高を確保すること。

①フロントロワーム取り付けボルトの後端部中心部17.3cm以上〔図1〕

②リヤスタビライザーブラケット取り付けボルトの後端部（下）中心部16.3cm以上〔図2〕



2. 全長および全幅
変更は認められない。
3. 最低重量
〔車台番号ZN6-061840以前/ZC6-021277以前の車両〕…1180Kg
〔車台番号ZN6-068001以降/ZC6-024001以降の車両〕…1190Kg
パラストの使用は認められない。
4. ラバーマウントおよびブッシュ
主催者認定部品の使用が認められる。
品番：48609-ZN600/ST2031055000
(フロントアッパーサポート/ストラットマウント F)
品番：48654-ZN600/20204ZRO10
(ロワーアームブッシュN01/ロアアームブッシュF SW)
品番：48655-ZN600/ST20204ZRO00
(ロワーアームブッシュN02/ロアアームブッシュF)
品番：48747-ZN600/ST20254ZRO20
(リヤラテラルコントロールロッドブッシュ/ラテラルリンクブッシュ F)
品番：48725-ZN600/ST20254ZRO40
(リヤアッパーアームブッシュN01/リヤアッパーアームブッシュ F)
品番：48725-ZN620/ST20254ZRO10
(リヤサスペンションアームブッシュN01/トレーリングリンクブッシュ R)
品番：48725-ZN630/ST20254ZRO30
(リヤサスペンションアームブッシュN02/ラテラルリンクブッシュ R)
品番：48849-ZN600/ST20254ZRO60
(リヤスタビライザーリンクブッシュ)
品番：52271-ZN600/ST20174AS000
(リヤサスペンションメンバーブッシュ/サブフレームブッシュ F)
品番：45516-ZN600/ST34112AS000
(ステアリングラックハウジングブッシュN01/ステアリングギアボックスブッシュ)
品番：41651-ZN600/ST41322AS000
(リヤディファレンシャルマウントクッションLH/デフブッシュ R LH)
品番：41651-ZN610/ST41322AS010
(リヤディファレンシャルマウントクッションRH/デフブッシュ R RH)

第8条 駆動系

1. クラッチディスク・クラッチカバー
変更は自由。ただし、シングルタイプに限り、変更が認められる。また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り認められる。
2. トランスミッション
主催者認定部品の使用が認められる。
品番：33321-18010 (シャフト、アウトプット)

品番：33045-18010（ギアS/A、カウンターシャフト、4TH）

品番：33421-18020（ギア、カウンター）

品番：33358-18010（レース、4THギアベアリング、インナー）

また、マイナーチェンジ前後車両部品の使用が認められる。

それ以外の加工・変更等の改造は認められない。

3. 変速レバー

ボルトオンで装着できるものに限り変更が認められる。

4. シフトノブ

変更は自由。ただし、シフトパターンは運転席から容易に識別できるように表示すること。

5. 最終減速比

加工・変更等の改造は認められない。

第9条 ディファレンシャル

主催者認定部品の使用が認められる。

品番：41301-ZN600（機械式2way L.S.D.）

品番：40107-ZN600（L.S.D.リペアキット）

品番：41308-ZN600（コンプレッションスプリング）

品番：41383-ZN600（スペーサープレート）

その他の加工・変更等の改造は認められない。

第10条 制動装置

1. キャリパー

加工・変更等の改造は認められない。

2. ローター

加工・変更等の改造は認められない。

3. パッド

変更は自由。

4. ホース

ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が許される。

5. ダクト

主催者指定部品の使用が義務付けられる。

〔車台番号ZN6-061840以前 / ZC6-021277以前の車両〕

品番：53299-ZN600 / 57750AS000（ブレーキダクトRH）

品番：53299-ZN610 / 57750AS010（ブレーキダクトLH）

〔車台番号ZN6-068001以降 / ZC6-024001以降の車両〕

品番：53299-ZN640 / 57750AS020（ブレーキダクトRH）

品番：53299-ZN650 / 57750AS030（ブレーキダクトLH）

6. バックプレート

主催者指定部品の使用が義務付けられる。

品番：47781-ZN601 / 26290AS020（バックプレートRH）

品番：47782-ZN601 / 26290AS030（バックプレートLH）

7. ブレーキエアガイド（導風板）

主催者認定部品の使用が認められる。

品番：53207-ZN600（導風板）

第11条 サスペンション

サスペンションおよびその取り付け部位の補強は認められない。また、片側キャンバー上限値を、フロント-2.0° / リア-3.0°とする。

1. スプリング

主催者認定部品の使用が認められる。

品番：MS250-18001 / 20300AS010（スプリングセット）

2. ショックアブソーバー

主催者認定部品の使用が認められる。

品番：M S 2 6 0 - 1 8 0 0 1 / 2 0 3 0 0 A S 0 0 0 (ショックアブソーバセット)

3. スタビライザー
加工・変更は認められない
4. アームおよびロッド類
主催者認定部品のブッシュ変更は認めるがそれ以外の加工・変更等の改造は一切認められない。

第12条 タイヤおよびホイール

1. 使用できるタイヤはオーガナイザーの指定タイヤに限る。
2. 指定タイヤ

銘柄：P O T E N Z A R E - 7 1 R S

サイズ：2 0 5 / 5 5 R 1 6

商品コード：P S R 1 6 2 1 7

- 1) 公式予選、決勝レースを通じて、車両1台あたりに使用できるタイヤは4本までに制限される。
- 2) 公式予選前の車両検査時に技術委員によってタイヤマーキングが実施される。マーキングの無いタイヤの使用は認められない。
- 3) マーキングを実施するタイヤは、タイヤ製造時に示されたスリップサインが出ていないこと。なお、タイヤの溝に関して最終判断が必要な場合は、技術委員長の判断を最終のものとする。また、技術委員長が危険と判断したタイヤは使用できず、速やかに交換しなければならない。
- 4) タイヤの裏組み（左右を逆に組みなおす）は禁止される。
※タイヤマーキングが車両外側に向くよう装着すること。
バースト等のやむを得ない理由により、タイヤの交換をする場合は以下の通りとする。
①公式予選終了までタイヤ交換は認められない。

②公式予選終了後30分以内に文章により、競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドは失うものとし、最後尾スタートとなる。
タイヤ交換をした車両が複数いた場合は、正規のグリッドを得た車両後方から公式予選結果順に配列する。

3. タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。
4. タイヤおよびホイールは車軸中心より前方30度・後方50度の範囲内でフェンダーから突出していないこと。
5. タイヤ中心より両側55mmの範囲内は常にタイヤ溝深さを1.6mm以上有すること。
6. 通常走行時の摩耗以外のタイヤの加工（削り等）は禁止される。当該大会技術委員長により加工していると判断されるものは使用を認められない。
7. オーバーホールアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。
8. 使用できるホイールは全て同一のものとし、サイズは「16インチ / 7.0J (J) インセット48mm」とする。
9. ホイールはJWLまたはVIAマークのある軽合金製とする。
10. ホイールナットの材質および形状の変更は認められる。ただし、ホイールディスク面より突出しないこと。
11. ホイールスペーサーの使用は認められない。

第13条 車体

1. 自動車登録番号標
加工・変更等の改造は認められない。
2. 空力装置
追加および加工・変更は認められないが、空力効果のみを機能として有する部品の取り外しは認められる。
3. ボンネット
加工・変更等の改造は認められない。
4. トランク
加工・変更等の改造は認められないが、トランクダンパーは取り外すか、オイルおよびガスを抜く事により作動しないようにしなくてはならない。
5. バンパー

- 加工・変更等の改造は認められない。
6. アウターミラー
加工・変更等の改造は認められない。
7. フロントガラス
①純正品以外でも道路運送車両の保安基準に適合したものとの使用を認めます。
②保安基準に適合した保護フィルムの使用を認める。ただし、経年劣化等により保安基準を満たしていないと判断された場合は、使用することはできない。
8. サイドおよびリヤガラス
塗装および色付フィルムの貼り付けや、ステッカーの貼り付けは許されません。
9. ボディー補強
空洞への充填材注入（当初より充填されている部位を除く）も含み、一切の補強は認められません。
10. タワーバー、ブレース
フロントストラットタワーバーを装着することが認められる。ただし、2点式でボルトオンにて装着可能なものに限られる。
11. ドアスタビライザー
使用は認められません。
12. 水 / 泥はねよけ
追加および加工・変更等の改造は認められません。
13. エンジンアンダーカバー
追加および加工・変更等の改造は認められません。
14. エンブレム
車両前後に取り付けられているエンブレムは、取り外し・加工等の改造は認められません。
15. ヘッドライト
バルブ交換（LEDおよび後付H.I.D.キット含む）および、これの取り付けに伴う最小限の加工のみ認められる。
16. フォグランプ
取り付けは認められません。
17. グリル
加工・変更等の改造は認められません。
18. テールランプ
加工・変更等の改造は認められません。
19. 導通性シート
導通性能を有するフィルムやシート、ステッカー類の追加貼付は認められません。

第15条 車体内部

1. 内装
当規定で定められている部品の取り付けに伴う最小限の内装切断は認められる。それ以外の、当規定で定められていない車室内の全ての部品は切除および加工することは認められません。
2. 防音材
加工・変更等の改造は認められません。
3. ステアリングホイール
加工・変更等の改造は認められません。
4. ペダルカバーおよびヒールプレート
装着する事が認められる。ただし、確実に取り付けること。
5. フットレスト・ニーレスト
装着する事が認められる。ただし、確実に取り付けること。
6. 座席
①運転席側シートおよび助手席側シートに限り変更が認められる。ただし、フルバケットシートの使用は運転席に限る。変更する場合はJAF国内競技車両規則第3編第5章9条9.4.5の規定と推奨条件を満たすこと。
②シート / シートレール / シートレールブラケット（サイドステー）は、組み合わせた状態で保安基準に適合していること。また大会期間中に求められた場合は、保安基準に適合していることを

証明しなければならない。

7. 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着する事が出来る。ただし、健常者の使用は認められない。

8. ヒーター・エアコン

ヒーターおよびエアコンの取り外しは認められない。また、正常に機能していなくてはならない。

9. 補助メーター

使用が認められる。ただし、車両診断コネクターへの接続するものは使用が認められない。

10. データロガー

主催者、認定部品の使用が認められる。

品番：08548-ZN600 (TRD Sports Drive Recorder)

品番：08548-18010 (Sports Drive Recorder)

品番：STPKG80AS100 (STI Sports Drive Recorder)

品番：83960-18010 (TOYOTA GAZOO Racing Recorder)

品番：STPKG80AS110 (STI Recorder)

その他については、電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取るGPSデータロガーの使用は認められる。

11. ラップタイム自動計測装置

ラップタイム計測を目的としたもので、電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取る物に限り取り付けを認める。なお、車両との結線は、電源目的以外は認められない。

12. インナーミラー

加工・変更等の改造は認められない。

13. フロアマット

専用フロアマットは、取り外さなくてはならない。

14. クール・アンダーウェア用冷却システム

クール・アンダーウェアを使用する場合、これに伴う冷却システムを搭載することが認められる。

ただし、確実に取り付けること。なお、車両との結線はシガーライターソケットから電源を取ることを目的としたもの以外は認められない。また、取り付けに伴うボディーへの加工も認められない。

第16条 アクセサリー部品

JAF国内車両規則第4編付則に定められた「アクセサリー等の自動車部品」であっても、下記および当車両規定に定めるもの以外は、取り付け・取外し・変更は認められない。

1. 取り付け・変更が可能な部品

コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ナンバーフレーム、サイドバイザー、スカッフプレート、警音器、空気清浄機、ナビゲーションシステム、音響/映像機器、盗難警報システム、ETC車載器

2. 取外しが可能な部品

アンテナ

第17条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、出来る限り加工・変更等の改造の範囲を最小限に留めた車両で、平等な条件の下に一人でも多くの人が参加出来ることを目的として作成されたものであり、本規定の解釈に万一疑義が生じた場合は当該大会技術委員長の解釈をもって最終とする。

2025年4月1日より施行する。